

72

6-2  
190

大学教員人事あつ旋協議会規程（昭和二十五年一月十日）  
文部大臣裁定

文部省に大学教員人事あつ旋協議会（協議会といふ。以下同じ。）を置く。

第二条 協議会は左に掲げる委員をもつて組織する。

- 一 大学学術局長
  - 二 大学学術局庶務課長
  - 三 大学学術局大学課長
  - 四 大学学術局技術教育課長
  - 五 大学学術局教職員養成課長
  - 六 大学学術局事務官
  - 七 大臣官房人專課長
  - 八 大臣官房人專課 事務官
- 前項に掲げる者のほか、必要に応じて学識経験ある者の中適當な者を委員にすることができらる。

村上 49

第三条 協議会に委員長、副委員長各一人を置き、委員長は大学学術局長をもつて、副委員長は大臣官房人專課長をもつて充てる。

第四条 委員長は協議会の会務を総理する。

第五条 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはこれを代理する。

第六条 協議会は主として国立学校設置法附則第三条に定める旧制の学校の職種廃止後の就職あつ旋その他大学教員の人事あつ旋に努めるものとする。

第七条 協議会の会議は委員長が必要に応じて随時招集する。

第八条 この規程に規定するもののほか、協議会の議事及び運営の細目に關し必要な事項は協議会が定める。

第九条 協議会の庶務は文部省大学学術局及び大臣官房人專課において処理する。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

